

成周王朝と「上下」考（下）

—「上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く」の分析について—

国際文化論教室 豊田 久

一. はじめに

前号で見たように⁽¹⁾、先秦王朝である成周王朝開設の一条件、“文王”の「天命の膺受」（「天子」の位）に当たる「上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く」（史牆盤銘）の内、「上下の匍有」即ち偏き「上下」諸神の祭祀の目標は「厚福豊年」にあった。この内、「厚福」は厚き福祿として抽象的であるが、「豊年」は豊かな「みのり」即ち年穀の豊穰として、具体的である。即ち、福祿を期待する「上下の匍有」即ち偏き「上下」の神々の祭祀の中でも、この「豊年」（即ち祈年祭となる）が最大の目的であったろう。

この「豊年」が祈られる対象領域は、この「天命の膺受」に当たる部分に、「上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く」とあったように、多種多様な世界を包括する、「萬邦」領域に対してであったろう。そしてその年穀の豊穰は、「萬邦」世界の人々の共通の願いであったと思える。この“文王”の「天命の膺受」の内容は、「豊年」即ち年穀の豊穰を最大の目的とする、「上下の匍有」即ち偏き「上下」諸神の祭祀と、更に下につづけて、直ちに「迨わせて萬邦を受く」（「受民，受疆土」）と云う、合わせて「萬邦」又は「民」と「疆土」の支配権を天より与えられたと云う受命思想との、二つの部分からなっていた。

そこで、この両者の結びつきの意味を考えるためにも、前者の「上下の匍有」のその偏く祭祀される「上下」諸神の具体的内容について考えてみたい。そのために、嘗て見たように⁽²⁾、西周金文には「上下」の用例が少ないので、そこからその意味を直接さぐることは困難である。そこで、西周王朝の前、後の時代、先ず、前王朝の殷王朝期に見える、神意を示す「上下」の用例と、その年穀の豊穰のために祭祀された対象神とを見てみたい。そしてそれから、その年穀の豊穰と結びついた、後者の「迨わせて萬邦を受く」（「受民，受疆土」）の受命思想とのつながりを検討してみたいと思う。

二. 殷王朝と「上下」，そして祈年について

西周王朝の前の殷王朝期の「上下」の例については、殷墟卜辞に見える「上下」（又は「下上」）

の用例はすべて、人間世界の「上下」関係でなく、「上下」の神々の意味にとるのが、後に各氏の諸説を挙げるように、通説となっている。今、それを綜類に見てみると、⁽³⁾その用語例が四十八例挙げられている。

意味の不確かなものもあるが、不明なものを除き、それを分類、整理してみると、(一)、王の征伐に対して、「上下」(諸神)が許若して佑護を与えるか否かを問うた例。不確かなものを入れると、三十六例にのぼる。戦争の勝利のための鬼神の佑助が、重要なものであったことが分かる。例；「庚申卜す、般貞う、王、囗方を征すること勿きときは、下上^{した}若^わがわざらんか、(我に其れ佑を授け)ざらんか」(後上、一六、八)⁽⁴⁾(図①)。



図①



図②

(二)、「上下」(諸神)が王の疾病に関与するもので、胡厚宣氏は、「上下」(諸神)が王疾に更に兇悪を加えるか否かを問うたとするもの⁽⁵⁾、一例。「佳れ下上、王の疾に肇せざらんか」(乙、八〇六九)⁽⁶⁾(図②)。この場合、「上下」を「帝」、「多妣」に置きかえた同一卜辞の例もある(乙、七三〇四、七九一三。乙、六五二四)。

(三)、王の処罰的行為か或は祭祀用語の「𤞡」に対して、それが「上下」(諸神)の意志に順うか否か、或はそれを嘉納するか否かを問うたもの、二例。例；「王、𤞡するに……左^{さわり}あらず、下上に若^{した}がわんか」(乙、二五九四)。

(四)、王の政治的行為か或は祭祀用語の「省」に対して、それが「上下」(諸神)の意志に順うか否か、或はそれを嘉納するか否かを問うたもの、二例。例；「己卯卜す、般貞う、^{すす}山め奏めて省するに、下上^{した}若^わがわんか」(乙、四〇六五)(図③)。(五)、「上下」(諸神)が「暈」に^{たたり}𤞡をなすかを占ったもの、二例。例；「乙未貞う、佳れ上下、暈に^{たたり}𤞡をなさんか」(甲、五六二)⁽⁷⁾、などである。なお、「帝」自身が^{たたり}𤞡をなすか否かを占ったものは、今のところ「帝、我が^{たたり}年に^{たたり}𤞡するか」(乙、七四五六)(懐、八五に同例)⁽⁸⁾とあるだけで、「帝」が「暈」の如く他族に対し^{たたり}𤞡をなす例は見えないようである⁽⁹⁾。



図③

これらの「上下」(諸神)に対する従来の解釈は、胡氏は、先に、上は上帝(及び祖神)、下は地祇百神とし、後に、上は天神上帝、下は人王下帝とし、陳夢家の綜述は、上は上帝神明先祖、下は地祇として、『周礼』小宗伯の「上下の神示に禱祠す」、『論語』述而篇の「爾を上下の神祇に禱る」や、先の綜類の(二)の例を引く。島邦男氏は、上は上帝、下は祖神とし、貝塚茂樹氏に同じ。松丸道雄氏は、人間界に対し超越的存在の上・下帝と解する⁽¹⁰⁾。

池田末利氏は、胡氏を引いて、祖神は帝の左右にある事から見れば、胡氏の前説が是であろうとする。又、同氏は、卜辞に頻見する「下上弗若」の語が「上下」諸神と解されていることについて、

この「上下」が「上下」諸神を指すことは明らかであるが、天地の神祇を指すのか疑問とする。そして、卜辞には別に「上帝」や「土」神が存在し、これらを併せて「下上」と云ったとすることも不可能ではないが、その機能の上に大きな距離がある以上、それが平等に対置されたとは考えられないとして、この「上下」は、一般諸神か、又は上にある祖神や下にある自然的諸神を併稱したものと見る⁽¹¹⁾、などの解釈がある。この「上下」(諸神)に対しては、犠牲の供儀を問うものが一例もないのは注意されよう。この殷墟卜辞の「上下」(諸神)と、西周金文の「上下」諸神をただちに同じものとしてよいかは問題であるが、この殷墟卜辞の用例中には、直接、「上下」(諸神)に対する「豊年」のための卜問は見えていない。

しかし、成周王朝開設の一条件、「上下を匍有して、迨せて萬邦を受く」の内、「上下の匍有」即ち偏き「上下」諸神の祭祀の最大の目標が、前号に述べたように⁽¹²⁾、多民族を包括する、「萬邦」領域における「豊年」即ち年穀の豊穰にあったと思える。一方、殷墟卜辞にも、この同じ年穀の豊穰のために祭祀される神々が、多数見えており、しかも、「豊年」のためのこの祈年祭が、殷代祭祀の最大のものではなかったかと云われる⁽¹³⁾。そして、卜辞に見える、年穀の豊穰のこの祭祀対象となる多くの神々の具体的内容は、一般的に、この殷墟卜辞の「上下」(諸神)を解釈した、同じ祖神や地祇百神、自然的諸神などにあっているのである。

即ち、殷王朝時代の「豊年」即ち年穀の豊穰のために祈られた、祭祀対象となる神々について、羣年、羣雨卜辞(「羣」は祈る意味である)に見てみよう。綜類には、羣年卜辞が百四十四例、羣雨卜辞が四十例挙げられている⁽¹⁴⁾。その祈年、祈雨の対象として祭祀された主な諸神を分類・整理してみると、(一)、祖先神；羣年卜辞に先王、先公神が四十八例(夔、王亥、上甲、示壬、大乙、大甲、祖乙、祖丁、后祖丁など)、例；「貞う、王亥に年を羣らんか」(後上、一、一)(図④)、羣雨卜辞に先王、先公、先臣神が十八例(夔、上甲、大乙、大丁、大甲、大庚、大戊、仲丁、祖乙、祖辛、祖丁、先臣神伊尹など)、例；「乙丑卜す、大乙に雨を羣らんか、十二月」(金、五二三)⁽¹⁵⁾(図⑤)などがある。

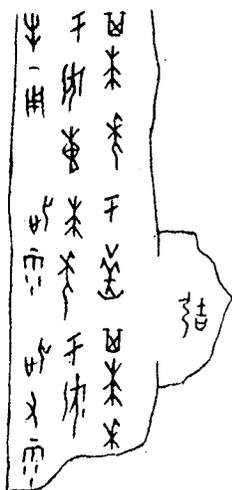
(二)、河川の神の類；羣年卜辞に「河」が三十一例、例；「其れ年を河に羣るに、



図④



図⑤



図⑥



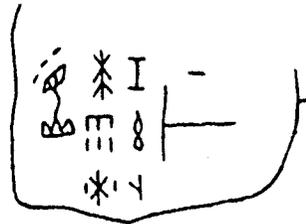
図⑦

此れ雨あらんか」(明, 四二四)⁽¹⁶⁾ (図⑥, 下段。上段に類)。「滴水」が一例, 「年を滴(水)に奉らんか」(庫, 一三三)⁽¹⁷⁾。その他にも, 「年を滴(水)に奉るに, 大(雨)あらんか」(掇一, 三八四)⁽¹⁸⁾ (図⑦) などとある。又, 霖雨卜辞の所に挙げていないが, 「河に雨を奉りて奠せんか」(乙, 八六八九) などとある。

(三), 山地の神の類; 霖年卜辞には, 「岳」(釈文には異説も



図⑧



図⑨

ある)⁽¹⁹⁾が十四例, 例; 「岳に年を奉るに, 此れ雨あらんか」(明, 四二四) (図⑥, 中段)。「山」, 「岳」, 「小山」がそれぞれ一例, 「其れ年を山, 岳于小山に奉り, 豚を鮮せんか」(粹, 一四五〇)⁽²⁰⁾ (図⑧)。「岳」は多くの議論があるが, 赤塚忠氏, 白川静氏等は高山と解している⁽²¹⁾。又, 「河」, 「岳」の祖先神の性格も云われている⁽²²⁾。この他にも, 「年を丘に奉らんか」(佚, 二四〇)⁽²³⁾, 「乙卯卜す, 貞う, 年を高に奉り, 九牛を奠せんか」(甲, 七八五) (図⑨) などとある。「高」を胡氏は高山とするも, 山地神と見ており, 赤塚氏も「高」は高原の地であり高族の族神で, 山地神の一つと解する⁽²⁴⁾。「丘」も丘陵の地で, 同様に解釈できるであろう。元来, 自然的諸神の族神の性格が云われている⁽²⁵⁾。又, 霖雨卜辞に「岳」が二例, 例; 「庚午卜す, 雨を岳に奉らんか」(佚, 四〇), 「山」, 「岳」, 「岳」がそれぞれ一例, 例; 「壬午卜す, 雨を奉り, 岳に奠せんか」(存下, 一三三)⁽²⁶⁾ (図⑩)。



図⑨

この他, 山の神を対象とした祈雨には, 綜述に挙げられているものを見ても, 「十山」, 「二山」, 「工山」, 「好山」等, 数多く見られる⁽²⁷⁾。そして綜述には, 後の公羊伝僖公三十一年の「曷為れぞ, 泰山, 河, 海を祭るや, 山川, 能く百里を潤す者なり, ……崇朝ならずして, 徧く天下に雨するは泰山」や, 左伝昭公元年の「山川の神, 則ち水旱癘疫の時ならざれば, 是に於てか之を祭す」, 又封禪書の「山林川谷邱陵, 能く雲を出し風雨を為し怪物を見わすを皆, 神と曰う, 故に天下を有する者は百神を祭り, 諸侯の其の地に在るものは則ち之を祭る, 其の地を亡えば則ち祭らず」等を引いて, 山川と雨との密接な関係を述べている⁽²⁸⁾。

(四), 土(社)の神の類; 霖年卜辞には「甫土」が一例(「甫」のみ二例), 「貞う, 年を甫土に奉ること勿からんか」(前四, 一七, 三)⁽²⁹⁾ (図⑩, 中段)。通説では「甫」の地の「社」と解されている⁽³⁰⁾。他にも「年を土に奉るに, 九牛ならんか」(鉄, 二一六, 一)⁽³¹⁾などと, 祈年対象として「土」とある。又, 霖雨卜辞には「土」が一例, 「(庚)午に卜す, 方禘するに三豕と犬と, 土に宰一を叩きて, 雨を奉らんか」(佚, 四〇) (図⑫), 他に「亳土に奠するに, ……雨(あらんか)」(佚, 九二八), 「辛未卜す, 土に雨を(奉らんか)」(人, 二三七一)⁽³²⁾ (図⑬) などとある。又, 雨に関して「雨ふりて既えず, 其れ亳土に奠せんか」(南地, 六六五, 八)⁽³³⁾とある。「亳土」は「亳地」の「社」神と解されている⁽³⁴⁾。このように, 通説では, 「土」は土地神であり, 後世の「社」につながるかとされ, 綜述では土地諸祇の類に入れてある⁽³⁵⁾。

(五), 方(四方)神の類; 霖年卜辞には, 「方」が五例, 例; 「年を方に(奉るに), 大雨あらん



図13



図12



図11

か」(粹, 八〇八) (図14)。他に「其れ年^{みのり}を四方に奉るに, これ豚をもってせんか」(人, 一九二八) (図15)とあり, 祈年対象として「四方」神がある。又, 霽雨卜辞には, 「東方」, 「方帝」がそれぞれ一例, 例; 「甲子卜す, 其れ雨を東方に奉らんか」(鄭三, 三八, 四)⁽³⁶⁾。この他に「雨を南方に奉らんか」(甲, 七五三)と「南方」とあり, 「東方」と同じく, 「南方」の神と解される。又, 同版上(鄭三, 三八, 四)で「雨」を「方」と「山」とに「奉」り, 又, 同版上(明, 四二五)で「年^{みのり}」を「方」と「河」とに「奉」っており, 祈年に対する「方」と「山」, 「河」との密接な関係が見える。

この「方」神について, 綜述は, 「四方」(南, 北, 東, 西方)地主の神と解して, 土地諸祇に入れる。そして, 求雨, 祈年の対象神として, 「方」と「山」, 「方」と「河」とが同版上に並列され, 「四方」と「河」との同版関係から, 「方」, 「四方」と山川との関係を見ている⁽³⁷⁾。又, 島氏は, この「方」は地方に行なわれる帝祀と解し, 赤塚氏は「方」は「四方」に対しその諸神を旁招する儀礼と解する。又, 貝塚氏は, 「土に



図15



図14

三宰を爨し、四方に宰を（爨）せんか」（人、二九七八）とあって、「土」と「四方」とが同一卜辞に列記して卜問されていることから、中央の「社」に対して、「四方」の「社」を云うと解している⁽³⁸⁾。

又、「方」については、諸氏は屢々、西周時代の農事詩、『詩』小雅・甫田の「我が齊明と、我が犧羊とを以て、以て社し以て方す」や、大雅・雲漢の「祈年孔 夙く、方社莫からず」を引いている。毛伝に「方は四方の気を郊に迎えるなり」とあり、鄭箋に「四方と社とを祭る」とある。これについて池田氏は、「社」と「四方」神との祭祀と解し、白川氏は、「四方」の風気をもて季節によりその農耕の具を祈り、潔齋したものと解している⁽³⁹⁾。このように、先の山川と「方」（四方）神との関係と同じく、「社」と「方」（四方）神とが農耕儀礼として、周代にも並挙して祭られている。

又、「方帝」の解釈については、胡氏は「四方」の禘祭、池田氏に同じ。陳氏は、後世の望祀で、各々其の方向を以て「四方」の帝を祭るものと解し、島氏は、「四方」や地方に行なわれる上帝の祭祀、とするなどの説がある⁽⁴⁰⁾。

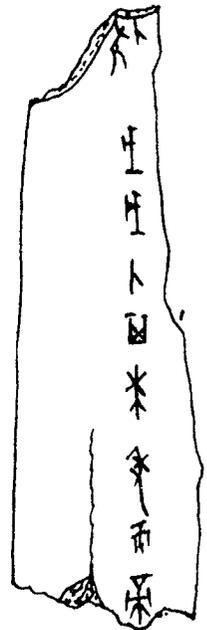
（六）、帝；「帝」（上帝）については、「戊戌卜す、其れ年^{みのり}を帝……に奉らんか」（庫、一七三八）（図⑬）とあり、一例挙げてある。島氏は「上帝」に対する祈年とするが、陳氏、胡氏、赤塚氏、池田氏等は、「帝」字の下に欠落を見て、帝甲、帝臣、帝王臣などの残文と推測し、「帝」とは見えていない。そして、池田氏は、「上帝」に対する奉年、奉雨卜辞が、卜辞発現の現段階において見当たらないのは、学者間の通説として、更に島氏に反論を加えている⁽⁴¹⁾。この例はわずか一例しかなく、しかも諸氏によって綴合の必要が云われているので、「帝」については留意するにとどめたい。

以上、「豊年」のために祭祀対象とされた神々としては、祖先神、自然神としての山川、土（社）神、四方神などが見える。とくに、用語例の数の多さや同一卜辞例からすると、先公・先王の祖先神と、山（「岳」を代表とする）と川（「河」を代表とする）とが多い。これからすると、殷代の年穀の豊穰を祈る祈年祭の中心が、およそ祖先神と、元来族神的性格をもつと云われる山、川にあったのかもしれない⁽⁴²⁾。

このように、殷王朝の年穀の豊穰のための祈年祭が多く見え、その祭祀対象は、およそ祖先神、山川の神々、土地神の土（社）神や四方神の方神などであった。そうすると、次の成周王朝開設の一条件、「天命の膺受」に当たる「上下を匍有して、迺わけて萬邦を受く」の内、「上下の匍有」即ち、徧く「上下」諸神を祭祀する最大の目標が、同じ「豊年」即ち年穀の豊穰にあったから⁽⁴³⁾、これは殷王朝の同じ年穀の豊穰の目的をもった祈年祭を、質的に承継ぐものであり、その系譜に入ろう。

そして、周初の大盂鼎銘（両周録、一八オ）⁽⁴⁴⁾の王の命書に「王若いて曰く、…我聞くに、殷の、命を墜とせるは」とあり、殷が天命を受けていたと云う。よって、少なくとも周代の考えでは、殷も「上下の匍有」、即ち、「上下」諸神を徧く秩序立てて祭り、「豊年」を祈っていたことになるが、それはおそらく、実際に前王朝の祈年祭の対象神であった、これらの諸神をおよそ念頭において云ったものではなかったかと思える。

そうすると、その成周王朝の祈年祭の対象となる徧き「上下」諸神が、殷代のそれと全く異なっ



図⑬

たものとは、そのたたりを恐れる当時の感覚から云っても、又、同じ「四方」領域を支配する、王朝交替による人々の動揺から云っても考えられないから、そのものでなくても、王朝開設の一条件と考え、「彤弓矢」的な「四方の匍有」に対置する、「豊年」即ち年穀の豊穰を最大の目的として偏く祭祀される「上下の匍有」の「上下」諸神とは、およそ前代からの、祖先神、山川の神々、土地神の土(社)神や、「四方」神の方神などの百神を指したのではないかと考えても、あながち無理ではないように思える。それらの祭祀は、先秦的文献にも多く見える。「上下の匍有」はその系譜につながるものであろう。それは、西周金文の宗周鐘銘(両周録、二五オ)⁽⁴⁵⁾に云う、戦争の勝利を、「これ皇上帝、百神、余小子(筆者注；「王」自身のこと)を保んじ、朕猷成有り」の、「王」に擁護を与えた神々としての「上帝、百神」が参考となるかもしれない。殷代の「上下」(諸神)も、一般には、ほぼそれらの祈年の対象となる神々に解釈されている。しかし、成周王朝のそれは、前王朝・殷の原初的な宗教観に基づく、過去の族神的性格から、かなり典礼化されたものではあったろう⁽⁴⁶⁾。

これについて、周初金文に「佳れ王初めて成周に羣る」(孟爵銘)(両周録、二四オ)とか、「唯れ成大いに羣りて、宗周に在り」(猷侯鼎銘)(両周録、一五オ)、「佳れ王宗周に羣る」(叙隋器銘)⁽⁴⁷⁾とあり、この周初にしか見えぬ「羣」の祭祀を先の殷墟卜辞の「羣年」、「羣雨」と同じものと見て、殷を承継ぎ祈年祭と解する説があり⁽⁴⁸⁾、又、『周書』洛誥には、「中国」即ち成周における“文王”、“武王”の祭祀が見える。又、同じ周初の令彝銘(両周録、二ウ～三オ)にある成周の京宮、康宮の祭祀を、召誥に云う郊と社の祭祀にあたると見て、郊は京宮で、殷の祈年祭のように鎮山を祀る所、康宮は社として、土壇を築いて諸神を招請し、年穀の豊穰と国家の繁栄を祈る祭宮とするなどの説もある⁽⁴⁹⁾。

たとえそうでなくても、同じ先秦王朝の殷王朝を承継いだ成周王朝開設の一条件となる、多くの福祿をもたらす、偏き「上下」諸神の祭祀の最大の目標が年穀の豊穰即ち「豊年」にあった。よって、前王朝において行われた同じ年穀の豊穰即ち「豊年」を目的とした祈年祭が、多様な「萬邦」世界を一つに結びつける成周王朝開設の一条件として、「(文王)……上帝、懿徳・大罍を降し、上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く(けしむ)」(史牆盤銘)とあったように⁽⁵⁰⁾、「上帝」(天)の擁護を受けた「上下の匍有」即ち偏き「上下」諸神の祭祀として考えられ、かなり典礼化していたが、およそ前王朝を承けて行われたのではないかと思えるのである。それは、特に「豊年」が希求された、多様な「萬邦」世界を一つにまとめ上げる重要な一手段と考えられたのであろう。

そして、成周王朝開設の一条件、この「天命の膺受」に当たる「上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く」の内、「上下の匍有」の、「上下」諸神の具体的内容は以上として、更に、この「豊年」を最大の目標とする「上下の匍有」に、下につづけて直ちに「迨わせて萬邦を受く」(「受民、受疆土」)の受命思想が結合していた。又、この受命した“文王”の「徳」を云うのは、周初以来、大孟鼎銘、史牆盤銘、毛公鼎銘に記されている。この「徳」そのものと、「民」の生活に深く関係する、「豊年」即ち年穀の豊穰を云う「上下の匍有」そして「受民、受疆土」との関係については、ここでは触れず、別に論じたいと思う。

三. 「上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く」の分析

前号で見たように⁽⁵¹⁾、史牆盤銘にある現天子(共王)について述べた部分を、彼が承継いだ、成周王朝の開設者、“文王”と“武王”との具体的な功績を念頭に入れて解釈することによって、“文王”の「天命の膺受」即ち「上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く」の内、「上下の匍有」即ち偏き

「上下」諸神の祭祀の最大の目標が、広大な「萬邦」の人々の共通の願いである「豊年」即ち“年穀の豊穰”にあることが分かった。この、蠻方庶邦をも含めた、「萬邦」領域を対象とした「上下の匍有」のその「上下」諸神の具体的内容は、先に見たように、周代、同じ「上下の匍有」即ち偏き「上下」諸神の祭祀による受命を考える、その前王朝において、同じ年穀の豊穰のために祭祀された、主に祖先神、山川の神々、土地神の土（社）神や「四方」神の方神などを、およそ受け継いだのではないかと考えられる。これらの神々は、中国古典の先秦的文献にもその祭祀が数多く見えるが、それは、成周王朝においては、原初的なものから、かなり典礼化されたものであったろう。

そして、更に注目すべきことは、王朝開設の二条件、主として蠻方が引き起こす、国際的紛争の収束・“乱”の鎮定など、“彤弓矢”的性格をもつ、現実的な“武王”の「四方の匍有」（「王」の位）に対する、“文王”の「天命の膺受」（「天子」の位）の内容が、「上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く」とあったように⁽⁶²⁾、この「上下の匍有」と、それと、下に「迨わせて萬邦を受く」（「受民、受疆土」）⁽⁶³⁾と云う受命思想とが結合して、「上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く」と云う言葉が出来上がっていることである。西周金文に見える「天命の膺受」の内容は、更に、この二つの部分から成っていた。

後者の、この「迨わせて萬邦を受く」（「受民、受疆土」）とは、「萬邦」又は「民」と「疆土」の支配権を天より与えられたと云うこと、即ち受命のことである。この「上下の匍有」即ち偏き「上下」諸神の祭祀を条件として、それと天命との結合は、嘗て見たように⁽⁶⁴⁾、特に、周初の周公毀銘（両周録、二〇オ）に「克く上下に奔走して、帝、命を有周に終えること無し」とか、『周書』召誥に「愍んで上下を祀り、……上下に勤恤して、其れ曰わん、我、天命を受く、丕いに有夏の歴年に若がい、式て有殷の歴年を替つる勿く、王、小民を以いて天の永命を受けんことを欲す、と」、君奭に「我が後嗣子孫に在りては、大いに克く上下に恭せず（んば）、……乃ち其れ命を墜とさん」とかあり、両者の結びつきが明瞭に見てとれる。そして、ここに「有周」（周邦）の受命を云うように、有徳者たる“文王”の受命と共に、同じく“文王”が君たる「有周」（周邦）の受命を考えることによって、この天命と氏族的紐帯をもった血統（世襲）主義との結合がはかられていた⁽⁶⁵⁾。

そうすると、元来、天が天命を与える条件とした「上下の匍有」は、前王朝以来の伝統をもつ、主に、多様な「萬邦」領域の人々の共通の願いである、「豊年」即ち年穀の豊穰を祈る祈年祭としての、偏き「上下」諸神の祭祀であり、その祭祀対象は主に祖先神、山川の神々や、土（社）神、四方神などの百神であったと思われる。よって、これを条件として、天命を与えた天（帝）自身の祭祀を、それは、特に問題とし、意味したわけではなかったらしい。

これについて、『逸周書』克殷（『史記』周本紀引く）に“武王”が殷社で天命を受ける儀式を行なった時として、「尹逸策して曰く、殷の末孫受徳、先の成湯の明を迷わし、神祇を侮滅して祀らず、商邑の百姓を昏暴す、其れ章らかに顛れて昊天上帝に聞こゆ」とある⁽⁶⁶⁾。嘗て見たように、偏く「上下」諸神を祭祀することが天命の永続につながる事が主張されていた⁽⁶⁷⁾。よって、この祝文に云う、殷が天命の永続を断った理由として云われる「神祇を侮滅して祀らず」の祀らなかつた「神祇」とは、この「上下」の神祇即ち「上下」諸神に当たろう。そしてそのことが、「昊天上帝」の耳に達したと云っているから、この「上下」の神祇には、「昊天上帝」は入っていないようである。又、“文王”の「上下の匍有」、即ち「豊年」を最大の目的とする偏き「上下」諸神の祭祀の場合も、史牆盤銘から、「上帝」（天）がそうせしめたと考えられるものであった⁽⁶⁸⁾。

この「萬邦」又は「民」と「疆土」を支配する権限を与えた天自身に対する祭祀が、周初よりあったかどうかは問題とされる所だが⁽⁶⁹⁾、特に、「萬邦」又は「民」と「疆土」を天命によって支配す

るとする王朝にとって、天（帝）自身を祭祀することは、本来、成周王朝開設の一条件、即ち「天命の膺受」に当たる「上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く」の内、前者の「上下の匍有」即ち偏き「上下」諸神の祭祀を条件とした、それと結びつく後者の、「迨わせて萬邦を受く」（「受民，受疆土」）の受命に直接関係してくるよう思える。殷代、従来の通説では、上帝の祭祀はなかったとされ⁽⁶⁰⁾、「王」号はあっても、西周金文に習見する、周代にはじまると云う天命思想に基づく、有徳者即ち、「天命の膺受」者としての「天子」の称号は見えていない。又、周初の金文に見える天や天命の用例は、「肆に文王、茲の大命を受く、……則ち天に廷告して曰く、余（筆者注；武王のこと）は其れ茲の中国に宅りて、之れ自り民を义めん」（𠄎尊銘）⁽⁶¹⁾とか、「故に天、翼臨し、いつくしみて先王を嚮保し、四方を□有せしむ、……殷の、命を墜とせるは」（大孟鼎銘）などのように、みな政治支配のそれであった。

これらからして、この「上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く」とは、先にのべた「上下の匍有」即ち偏き「上下」諸神の祭祀と云う、前者の殷王朝以来の祈年祭を最大の目標とするものに対し、それを条件として、新たに、周初に元来「受民，受疆土」（大孟鼎銘）と云い、中期には「迨わせて萬邦を受く」（史牆盤銘）と云う、後者の受命思想（それは「周邦」の受命と云う、氏族的紐帯をもった世襲・血統主義と結んだもの）の周的なものがここに結合して、「武王」の「四方の匍有」に対置する、「文王」の「天命の膺受」の内容、即ち「上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く」と云う言葉が、出来上がったのではないかと思えるのである。以上の推論については、更に考えてみたいが、そうだとすると、「上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く」と云う語句の分析から、両者の結びつきに、歴史的意味が考えられるであろう。やがて、時代と共に、中央集権化が進むと、前者に比して、後者の方が殊に強調されてゆくように思える。

この受命の中心となる天自身の祭祀は、特に、後者の「萬邦」又は「民」と「疆土」の支配権を天より与えられたと云う、その権威の来源となる天自身を祭ることによって、君主の“位”の権威化、その、天より与えられた「萬邦」又は「民」と「疆土」に対する支配権の強化につながるものであろう。よってそれは、秘儀ではなく、公開されたものと思える。後世の君主の特権としての祭天儀礼は、この「天命の膺受」に当たる「上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く」の内、前者の、「豊年」を最大の目標とする「上下の匍有」即ち偏き「上下」諸神の祭祀に対し、それと結合した後者の「迨わせて萬邦を受く」（「受民，受疆土」）即ちこの「萬邦」又は「民」と「疆土」に対する支配権を、天より与えられたと云う側（受命）から、強調されるが如きである。

又、周の祀天が、「周邦」の始君、后稷説話と結びついて、西周後期に発生したものではないかと云う説がある⁽⁶²⁾。しかし、この場合も、古い伝承に基づいたものとしても、それは、本質的には、先祖考を嗣ぐ「周邦」の君でもある“文王”が、その「周邦」と同じ多くの邦々を集めた「萬邦」、又はその「民」と「疆土」の支配権を天より与えられた、王朝の開設者としての、殷王朝にかわる“文王”の受命に対するものとは異なっているようである。そしてこれらは、この後、周室の衰退、成周王朝の構成員である諸侯国（「萬邦」）の強盛とその受命思想と共に、その中から、秦・漢王朝が成立するが、新しい展開をたどったように思える。

四. おわりに

以上、西周時代の、多様な「萬邦」領域の人々の共通の願いである、多くの福祿の内、「豊年」即ち年穀の豊穰を最大の目標として偏く祭祀される「上下の匍有」の、この「上下」諸神の内容は、

およそ、周代に、同じ受命を考えた前代以来の、主に祖先神、山川の神々、土地神としての土(社)神や「四方」神としての方神などの、多くの神を指したものではなかったかと思える。そしてその祭祀は、かなり典礼化したものであったろう。そしてそれに、血統(世襲)主義と結びついた、「迨わせて萬邦を受く」又は「民と疆土を受く」の受命思想が結合して、“武王”の現実的な「四方の匍有」(「王」の位)に対する王朝開設の一条件、“文王”の功績としての、「天命の膺受」(「天子」の位)即ち「上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く」が成立していたのではないかと思えるのである。

この、徧く「上下」の神々を祭祀する、「豊年」即ち年穀の豊穰を最大の目標とする「上下の匍有」は、主に、蠻方の引き起こす国際的紛争の鎮定や“四方”の公平なる裁定・調停を行うと云う、“彤弓矢”的な⁽⁶³⁾「四方の匍有」と共に、多種多様な世界を包括する、民族の多様性をもった、独立的な「萬邦」世界を一つに統合するための、重要な一手段と考えられたのであろう。

本世紀末、次世紀は民族問題の時代と云われている。東アジア世界において、はじめて多種多様な世界を統合した先秦王朝、殊に成周王朝のその方法に、この問題のための人類の知恵をさぐり、歴史の教訓を学びたい。

注

- (1). 拙稿「成周王朝と「上下」考(上)―「上下の匍有」と「豊年」―」鳥取大学教育学部研究報告(人文・社会科学)1992年 第43巻第1号。
- (2). 拙稿「周王朝の君主権の構造について―「天命の膺受」者を中心に―」『西周青銅器とのその国家』松丸道雄編、東京大学出版会、1980年、所収、421~429頁。
- (3). 島邦男『殷墟卜辞綜類』汲古書院、1971年(増訂本)、149~150頁。
- (4). 羅振玉『殷虚書契後編』(「後」と略称。後の本文に、甲骨文引用の書名略称に同じ)、1916年。
- (5). 胡氏「殷卜辞中的上帝和王帝(上)」歴史研究1959年第9期、43~44頁。
- (6). 薰作賓『小屯・殷虚文字乙編』(「乙」と略称。後の本文に、甲骨文引用の書名略称に同じ)、1949年。
- (7). 薰作賓『小屯・殷虚文字甲編』(「甲」と略称。後の本文に、甲骨文引用の書名略称に同じ)、1948年。
- (8). 許進雄『懷特氏等収蔵甲骨文集』(「懷」と略称)、1948年。
- (9). 「帝」の権威の分類については、陳夢家『殷虚卜辞綜述』科学出版社、1956年、「第十七章、宗教」、562~571頁、など参照。
- (10). 胡氏「殷代之天神崇拜」『甲骨学商史論叢初集』齐鲁大学国学研究所專刊之一、1944年、所収、7オ、ウ。同氏「殷卜辞中的上帝和王帝(下)」歴史研究1959年第10期、96頁。陳氏前掲書、「第17章、宗教」、568頁。島氏『殷墟卜辞研究』中国学研究会、1958年、「第3章、外祭」、198頁。貝塚茂樹・伊藤道治『甲骨文字研究、本文篇』同朋舎、1980年、278頁。松丸氏『殷人の觀念世界』『シンポジウム、中国古文字と殷周文化―甲骨文・金文をめぐって―』東方書店、1989年、所収、135頁。上帝、下帝については、更に考えてみたい。
- (11). 池田氏『殷虚書契後編釈文稿』創元社、1964年、巻上、77頁。同氏「「配天」考」『中国古代宗教史研究―制度と思想―』東海大学出版会、1981年、所収、589頁(原論文は「福井博士頌寿記念東洋文化論集」、1969年、に所収)。
- (12). 注(1)の拙稿。
- (13). 赤塚忠『殷王朝における「雩」の祭祀』『中国古代の宗教と文化』角川書店、1977年、所収、75頁(原論文は『甲骨学』第六号、1958年、所収)。
- (14). 注(3)の島氏前掲書、「羣年」は194~195頁、「羣雨」は206頁。
- (15). 方法欽『金璋所蔵甲骨卜辞』(「金」と略称)、1939年。
- (16). 明義士『殷虚卜辞』(「明」と略称。後の本文に、甲骨文引用の書名略称に同じ)、1917年。

- (17). 方法歛・白瑞華『庫方二氏蔵甲骨卜辞』(「庫」と略称。後の本文に、甲骨文引用の書名略称に同じ)、1935年。
- (18). 郭若愚『殷契拾掇』(「掇一」と略称)、1953年。
- (19). 注(10)の島氏前掲書、「第1篇、殷室の祭祀、第3章、外祭」、223~227頁、など参照。
- (20). 郭沫若『殷契粹編』(「粹」と略称。後の本文に、甲骨文引用の書名略称に同じ)、1937年。
- (21). 注(13)の赤塚氏前掲論文、104頁。白川氏「羌族考」『甲骨金文学論叢』九集、1958年、所収、80頁。
- (22). 諸説については、注(10)の島氏前掲書、「第1篇、殷室の祭祀、第3章、外祭、第2節、自然神」、221~223頁、225頁など参照。
- (23). 商承祚『殷契佚存』(「佚」と略称。後の本文に、甲骨文引用の書名略称に同じ)、1933年。
- (24). 胡氏「卜辞中所見之殷代農業」『甲骨学商史論叢二集上冊』齊魯大学国学研究所專刊之一、1945年、所収、124オ。注(13)の赤塚氏の前掲論文、132~133頁、同氏「甲骨文に見る神々」同氏前掲書所収、208~209頁。(原論文は『甲骨学』第9号、第10号、1961. 64年、所収)
- (25). 赤塚氏「殷王朝における「河」の祭祀」同氏前掲書所収、70~72頁(原論文は『甲骨学』第4・5合併号、1956年、所収)など参照。
- (26). 胡氏『甲骨続存』(「存」と略称)、1955年。
- (27). 陳氏前掲書、「第17章、宗教、第6節、山川諸示」、594~596頁。
- (28). 陳氏前掲書、「第17章、宗教、第6節、山川諸示」、596頁。
- (29). 羅振玉『殷虛書契(前編)』(「前」と略称)、1912年。
- (30). 陳氏前掲書、「第17章、宗教、第5節、土地諸祇」、584頁、注(10)の島氏前掲書、「第3章、外祭、第2節、自然神」、230~231頁、など参照。
- (31). 劉鶚『欽雲蔵龜』(「鉄」と略称)、1903年。
- (32). 貝塚茂樹『京大大学人文科学研究所蔵甲骨文字』(「人」と略称。後の本文に、甲骨文引用の書名略称に同じ)、1959年。
- (33). 姚孝遂・肖丁『小屯南地甲骨』(「南地」と略称)、1980年。
- (34). 注(30)に同じ。
- (35). 陳氏前掲書、「第17章、宗教、第5節、土地諸祇」、582~584頁。
- (36). 黄濬『鄭中片羽三集』(「鄭三」と略称。後の本文に、甲骨文引用の書名略称に同じ)、1939年。
- (37). 陳氏前掲書、「第17章、宗教、第5節、土地諸祇」、583~589頁
- (38). 注(10)の島氏前掲書、205頁。赤塚氏「殷王朝における上帝祭礼の復原」同氏前掲書所収、552頁(原論文は『二松学舎大学論文集・昭和四一年』、1963年、所収)。注(10)の貝塚氏前掲書、681頁。
- (39). 池田氏「卜辞中の上帝祭祀問題——一九八七年九月中国殷商文化国際討論会発表原稿一」、31頁。白川氏「第3章、農事詩の研究」『詩経研究一通論篇一』朋友書店、1981年、317頁。
- (40). 注(10)の前者の胡氏前掲論文、24オ。池田氏「四方百物考」同氏前掲書所収、131頁(原論文は大東文化大学漢学会誌3号、1935年、所収)。陳氏前掲書、「第17章、宗教、第4節、帝之一些問題」、578頁。注(10)の島氏前掲書、「第3章、外祭」、203頁。
- (41). 注(10)の島氏前掲書、「第3章、外祭」、200頁。陳氏前掲書、「第17章、宗教、第4節、帝之一些問題」、579頁。注(10)の後者の胡氏前掲論文、107頁。注(24)の赤塚氏前掲論文、503~504頁。注(39)の池田氏前掲発表原稿、26頁。
- (42). 甲骨文の五期区分から見ると、その祈年祭の対象神の寡多が知られる。しかし、甲骨文に見えないからと云って、直ちに祭祀されていなかったとは云えないであろうし、又、祖先祭において、卜辞に記されていなくても、同時に豊年が祈られていたことも、あり得たのではないかと思える。
- (43). 注(1)の拙稿。
- (44). 郭沫若『两周金文辞大系図録・録編』(「両周録」と略称。後の本文に、金文引用の書名略称に同じ)、1935年。楊樹達『積微居金文説』巻2、1952年、58~62頁、陳夢家『西周銅器断代』(三)、考古学報1956年第11冊、大孟鼎の条、白川静『金文通釈』第31輯、1970年、大孟鼎の条、など参照。
- (45). 柯昌濟『鞞華閣集古録跋尾』、1916年、宗周鐘の条、于省吾『雙劍謠吉金文選』上一、1933年、宗周鐘銘の条、郭沫若『两周金文辞大系攷釈』、1935年、宗周鐘の条、白川氏『金文通釈』第18輯、1967年、宗周鐘の条、など参照。
- (46). 大孟鼎銘や『周書』酒誥には、殷の墜命を飲酒の風に帰している。それは、殷王朝における、原初的な宗教

観に基づく、頻繁な祭礼の饗宴飲酒によるものであったのかもしれない。

- (47). 注(4)の陳氏前掲論文，史叔隋器の条，白川氏『金文通釈』第2輯，1962年，叔隋器の条。
- (48). 白川氏『金文通釈』第2輯，1962年，叔隋器の条，80頁。注(25)の赤塚氏前掲論文，57頁。
- (49). 赤塚氏「殷王朝における「土」の祭祀」同氏前掲書所収，197頁（原論文は『高田真治博士古稀紀念論文集』，1963年，所収），貝塚茂樹「第4節，金文の編年的研究，2，西周初期金文」『中国古代史学の発展』弘文堂，1967年，147～148頁，参照。
- (50). 注(2)の拙稿，415～418頁。
- (51). 注(1)の拙稿
- (52). 注(2)の拙稿，398～435頁
- (53). 注(2)の拙稿，430～435頁
- (54). 注(2)の拙稿，421～429頁
- (55). 注(2)の拙稿，440～443頁
- (56). 朱右曾『逸周書集訓校釈』卷四克殷第三十六。
- (57). 注(2)の拙稿，421～429頁
- (58). 注(2)の拙稿，417頁
- (59). 池田氏「中国における至上神儀礼の成立—宗教史的考察—」同氏前掲書所収，（原論文は日本中国学会報第16集，1964年，所収）。
- (60). 陳氏前掲書，「第17章，宗教，第4節，帝之一些問題」，577頁，580頁。注(10)の前者の胡氏前掲論文，6ウ，注(5)の同氏前掲論文，47頁，など参照。
- (61). 唐蘭「芻尊銘文解釈」文物1976年第1期。
- (62). 注(59)の池田氏前掲論文，459頁。注(39)の白川氏前掲書，「第8章，雅頌詩篇の展開，二，大雅詩篇の展開」，583頁，など参照。
- (63). 拙稿「西周王朝と彤弓考—「四方の匍有」者（王）の性格について—」東方学第80輯，1990年，参照。

（1992年4月20日受理）